

留意いただきたい事項について

1 ご留意いただきたい事項 ～令和元年度チェックリストより～ (児童発達支援・放課後等デイサービス)

- 従業者に関する多機能型の特例適用について
- 日々の職員配置について
- 常勤職員の配置について
- 利用定員を超過した障害児受け入れについて

2 令和元年度障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス事業者の実地指導等における指導状況

令和元年度に実施した障害児通所支援及び障害福祉サービスの実地指導におきまして、次の事項にかかる指摘事項が散見されました。

障害児通所支援事業においては、障害福祉サービスと共通した基準等も多いため、共通した内容での指摘事項もあわせてお伝えします。今後の事業運営の参考にしていただき、より一層の適切な事業運営を行っていただきますよう、お願いいたします。

指摘事項の代表事例

○人員基準

- ・ サービス単位ごとにサービス提供時間を通して専ら当該サービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数を、障害児の数が10までの場合は2以上、障害児の数が10を超える場合は2に障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上を配置すること。
- ・ 事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ・ 出勤状況の確認できる書類（出勤簿等）を整備すること。また、5年間保存すること。

○運営基準

- ・ 運営規程に定める内容が実態と異なるため、正しい内容に改めること。併せて、重要事項説明書と整合性を図ること。
なお、運営規程を改定した場合は、変更の届出を行うこと。
- ・ 利用者又はその家族の個人情報等を他の事業者等と共有する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。
- ・ 通所支援給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用徴収は認められないため、徴収内容を明らかにすること。
- ・ 定員を遵守すること。

- ・ 障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制整備を行うこと。
- ・ 事故防止策及び発生時の対応について、次のとおり整備すること。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき作成した改善策が従業者に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に事故の発生又は再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、従業者に対して研修を行うこと。

○防火安全対策

- ・ 消防用設備点検を半年に1回実施し、1年に1回は、点検結果を消防署に報告すること。

○報酬算定

- ・ 加算の要件を満たさないため、過誤調整すること。

3 障害児通所支援事業に対する行政処分について

○本市における障害児通所支援事業の行政処分事例

サービス名	処分	概要	処分理由
・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス	指定取消	人員基準違反	・ 直接支援職員の員数が指定時から不足していた ・ 常勤の児童発達支援管理責任者を指定時から未配置だった。
		運営基準違反	・ 利用者負担額を受領していなかった。 ・ 他事業所従業員によるサービス提供があった。 ・ サービス提供記録が未整備だった。 ・ 管理者が一元的管理をしていなかった。
		不正請求	・ 指定当初から人員基準を満たしていなかったにもかかわらず不正に給付費を算定し受領した。
		虚偽報告	・ 監査において虚偽の勤務表を提出した。
		不正の手段による指定	・ 指定基準を満たさなくなっていたにもかかわらず、申請の取り下げを行うことなく指定を受け事業を開始した。
・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス	一部効力停止 (新規受入停止6か月)	不正請求	・ 要件を満たす児童指導員等の加配がなかったにもかかわらず、児童指導員加配加算を不正に算定し受領した。
		不正又は著しく不当な行為	・ 実際に雇用予定のない者を記載した勤務表を添付するなど児童指導員加配加算等の加算要件を満たすかのような虚偽の算定届を提出した。 ・ 定員を大幅超過し受け入れた。また、その事実の発覚を避けるため、虚偽の記録を作成し市に報告した。